

## 鹿児島県知事選挙に伴うポスター掲示場設置等業務委託仕様書

### 1 ポスター掲示場に使用する掲示板製作について

- (1) ポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の掲示板ボード部分材質は、再生PETボード又は耐水性再生紙ボードで3.0mm以上のものを用いること。
- (2) 掲示板については、購入後直ちにメーカーが発行する「再生PETボード」又は「耐水性再生紙ボード」であることの証明書とサンプルを添えて、選挙管理委員会事務局（以下「発注者」という。）の検収を受けること。
- (3) 掲示板のタイトル部分には、再生PETボードにはエコマークを耐水性再生紙ボードにはグリーンマークを表示すること。
- (4) 掲示板は、別紙態様図面のとおり製作すること。
- (5) 区画線の線幅は1cmとし、区画番号は10cm角のゴシック体で、黒の色素を使用すること。
- (6) タイトル部分は、「鹿児島県知事選挙ポスター掲示場標題・注意書仕様書（以下「標題・注意書仕様書」という。）（再生PETボード）及び標題・注意書仕様書（耐水性再生ボード）のとおり製作すること。
- (7) 製作は、設置枚数のほか予備を作成し、事故等の場合は、直ちに補完できるようにすること。

### 2 掲示場の設置について

- (1) 掲示場の設置は、6月5日（水）から6月14日（金）までに完了すること。
- (2) 掲示場の設置完了と同時に正面からの写真（必ずすべての番号の数字がはっきりと写るように、数枚に分けて撮影すること。）と、裏面からの写真（控柱やヌキが確認できるように撮影すること。）壁等に設置して裏からの写真が困難な場合は、設置する直前の裏面の写真を撮影し、A4版で6月14日（金）までに提出し、発注者による検収を受けること。
- (3) 検収後、発注者から手直しの指示があった場合は、6月18日（火）までに手直しを完了し、手直し後の写真を上記(2)に記載の方法により撮影し、発注者の検収を受けること。
- (4) 掲示場に用いる材料は、別添図面の規格のものを用いること。古材を使用する場合は、暴風等に耐えられる十分な強度及び耐久性を備えたものを使用すること。
- (5) 設置の際は、土地・建物・工作物の所有者、管理者若しくは居住者に設置する旨を伝えてから設置すること。
- (6) 設置にあたっては、設置期間中強風等に十分耐えうるよう堅固に設置すること。
- (7) 掲示場は、設置場所の状況により取付け方法が異なるので、別添設置場所図面、説明書をよく確認すること。
- (8) 掲示板はスクリーナ釘留めとすること。
- (9) 掲示板の設置は、原則として地面から90cmの高さのところに取り付けること。土手・堀等は設置地点から20cm位のところに取り付けること。
- (10) 油性黒マジックを使用し、タイトル部分に設置場所番号〇〇区ー〇を記入すること。
- (11) 使用するボードの数が複数枚になる場合、隣接するボードが一直線に、水平になるよう

設置すること。ただし、左右方向に高低差がある場合は、隣接するボードをずらして設置することも可とし、態様図に表記してある高さとなるべく同程度の高さとなるように設置すること。

- (12) 掲示場が、樹木・電柱等で隠れることのないようにすること。
- (13) 掲示場が、人・車の通行の障害にならないようにすること。
- (14) 設置の際、水道管・ガス管・電話ケーブル等を切断しないよう十分注意すること。
- (15) 指定された場所を移動しなければならないときは、必ず選挙管理委員会事務局に連絡すること。
- (16) 番線を用いるときは、構造物（ガードレール等）・樹木等に損傷を与えることのないように構造物に設置する箇所はすべて布等を当てること。
- (17) 公園や学校など人が多く利用する場所に設置する場合に、杭など飛び出た部分には布等を巻くなど十分な安全対策を行うこと。

### 3 掲示場の維持管理について

設置期間中に掲示場が倒壊するなど異常が起きたときは、その原因が天災地変の場合を除き受託者の負担で、すぐに原状に復旧すること。また、期間中は掲示板が悪天候等により倒壊することがないように巡視を行うこと。

### 4 掲示場の撤去について

- (1) 掲示場の撤去は、7月8日（月）から7月10日（水）までに完了すること。
- (2) 舗装道路や、その他構造物等に損傷を与えたときは、原状に復旧すること。これに係る費用並びに賠償の責任は一切受託者が負うものとする。
- (3) 撤去後の資材等については、受託者に帰属するものとする。また、撤去後の資材等を再使用する場合は、必ず貼られたポスターやタイトル表示を完全に剥がしてから使用すること。

### 5 その他

- (1) 本業務委託の期間中、掲示場の補修等維持管理に係る費用及び第三者にあたえた損害（物損事故・人身事故）に係る賠償責任は一切受託者が負うものとする。また、これに伴う賠償責任保険契約証明書の写しを、すみやかに提出すること。
- (2) 設置終了後の検収により不適當（仕様書の規格・設置方法等に相違がみられたときなど）と認められたときは、直ちに補修を行うこと。
- (3) 撤去後のポスター掲示場のボードはリサイクルするものとし、そのリサイクル証明書を提出することとする。